

協働事業提案制度見直し案の修正について

令和 3 年 3 月に富士見市市民参加及び協働推進委員会が提出した「富士見市協働事業提案制度の改正に向けた提言書」に基づき、改正に向けて庁内で協議中であるが、いくつかの点について容認できないため、再度検討するよう指摘があった。

1 提案者要件の緩和

提言書では、構成員の半数以上が 40 歳未満の者である場合は、現行制度の市内在住、在勤、在学等の要件の対象外とすることを提案したが、庁内協議の中で、市民以外の方の提案は、条例の「協働」の定義から逸脱しているとの指摘がある。

しかし、市の事業では現在、自治基本条例に基づく協働の理念に基づき、防災や防犯、教育等の分野において、市内だけでなく市外の団体等との協定を締結し、連携を図っていることから、外部協定を締結している市外の団体を提案者に含めるよう修正する。

【提言書】

- ・自由提案型協働事業・テーマ設定型協働事業の提案ができる者（次の①～③の要件を全て満たす者）

現行	改正後
①法人または 3 人以上で組織している団体で、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤または在学している個人であること	(変更なし)
②市内に事務所もしくは事業所を有し、主たる活動場所を市内に置いていること	(変更なし)
③協働事業を主体的かつ的確に遂行することができる体制であること。	(変更なし)
	ただし、法人または 3 人以上で組織している団体で、構成員の半数以上が 40 歳未満の者である場合は、①・②に関わらず、提案ができるものとする。

- ・アイデア提案ができる者（次の①～②のいずれかに該当する者）

現行	改正後
①市内に在住、在勤または在学している個人	廃 止
②市内に事務所または事業所を有する法人、その他の団体	

【富士見市自治基本条例】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 市民が、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。
- (3) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責務を担いながら対等の立場で相互に協力し、及び補完することをいう。

【変更案】

- ・自由提案型協働事業・テーマ設定型協働事業の提案ができる者（次の①～③の要件を全て満たす者）

現行	改正後
①法人または3人以上で組織している団体で、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤または在学している個人であること	(変更なし)
②市内に事務所もしくは事業所を有し、主たる活動場所を市内に置いていること	(変更なし)
③協働事業を主体的かつ的確に遂行することができる体制であること。	(変更なし)
	ただし、富士見市と外部協定を締結している団体は、①・②に関わらず、提案ができるものとする。

- ・アイデア提案ができる者（次の①～②のいずれかに該当する者）

現行	改正後
①市内に在住、在勤または在学している個人	(変更なし)
②市内に事務所または事業所を有する法人、その他の団体	(変更なし)
	③富士見市と外部協定を締結している団体

2 複数年度の事業認定

提言書では、2か年度の事業認定を提案したが、庁内協議の中で、事業に対する補助金は単年度のもので、あらかじめ複数年度の予算を確保することはできないため、複数年度の事業認定はできないとの指摘がある。

よって、事業認定は単年度のみで、同一事業は2回まで採択可能とするように修正する。また、実施期間は4月～翌年2月までとし、連続した申請が可能となるものとする。

【提言書】

- ・自由提案型協働事業・テーマ設定型協働事業の対象事業（次の①～⑤の要件をすべて満たす事業）

現行	改正後
①市内で実施される公共的または公益的な事業であって、地域の課題を解決できるものであること。	(変更なし)
②市民満足度が高まり、具体的な効果及び成果を期待することができること。	(変更なし)
③市民と市の役割分担が明確であり、協働で実施することにより相乗効果を期待することができること。	(変更なし)
④提案した団体などが実施することが可能な事業であること	(変更なし)
	⑤2年度継続して実施することが可能な事業であること。

【変更案】

- ・自由提案型協働事業・テーマ設定型協働事業の対象事業（次の①～④の要件をすべて満たす事業）

現行	改正後
①市内で実施される公共的または公益的な事業であって、地域の課題を解決できるものであること。	(変更なし)
②市民満足度が高まり、具体的な効果及び成果を期待することができること。	(変更なし)
③市民と市の役割分担が明確であり、協働で実施することにより相乗効果を期待することができること。	(変更なし)
④提案した団体などが実施することが可能な事業であること	(変更なし)

3 補助金

提言書では、提案年度を含め3か年度を限度に補助金を交付する制度を提案したが、庁内協議の中で、提案年度における準備行為への補助金は事業完了を伴わないため、交付はできないとの指摘がある。

よって、単年度事業ごとの事業認定・同一事業の採択上限2回に対応するため、補助回数を2回までと修正する。

【提言書】

・補助期間

現行	改正後
事業実施1年度	提案年度を含め3年度を限度

・交付方法

現行	改正後
1 補助対象事業につき、1 回限り上限 20 万円 ※ 1,000 円未満の端数は切り捨て	1 補助対象事業につき、1 回限り上限 40 万円 各会計年度の上限は次のとおり ・ 提案年度 5 万円 ・ 実施1年度及び実施2年度 30 万円 限度額内であれば、1 会計年度内で追加交付を できるものとする ※ 「1,000 円未満の端数切り捨て」を削除

【変更案】

・補助回数

現行	改正後
1 回限り（上限 20 万円）	2 回（上限 20 万円） 限度額内であれば、1 会計年度内で追加交付を できるものとする ※ 「1,000 円未満の端数切り捨て」を削除

4 制度の流れ（自由提案型協働事業・テーマ設定型協働事業）

【現行】

年度	月	
1 年度 目	6～7月	提案募集 (申請書の提出)
	8～10月	書類審査 担当部署の決定
		担当部署との協議
	11月	プレゼンテーション
	11～ 12月	協働事業の選考
	1月	協働事業候補の決定
	3月	採択決定
2 年度 目	4月	協定の締結 補助金の交付申請 事業の開始
	5～ 2月	中間報告（必要に応じて）
	3月まで	補助金の実績報告 事業の完了報告
3 年度 目	5月	事業報告会
	6～ 7月	採択者、担当部署へ評価を報告 市ホームページで概要、評価の公表

【提言書】

年度	月		年度	月		
1 年度 目	6~7月	提案募集 事前相談	3 年度 目	4月	補助金の交付申請	
	8~10月	担当部署との協議 申請書の作成・提出		5月	完了後の事業展開に関するヒアリング	
	10月	書類審査		6月	各委員会で完了後の事業展開及び 事業の改善点等に対する意見を提出	
	11月	プレゼンテーション			完了後の事業継続の可否決定	
	12月	採択決定	7~ 3月	補助金の実績報告 事業の完了報告		
	1月	協定の締結 補助金の交付申請 事業の開始	4 年度 目	4~ 6月	各委員会で事業の評価に対する 意見を提出	
	3月	補助金の実績報告			評価の決定 採択者、担当部署へ評価を報告	
2 年度 目	4月	協定の締結（未締結の場合） 補助金の交付申請			市ホームページで概要、評価の公表	
	5~ 2月	中間報告（必要に応じて）				
	3月	補助金の実績報告 完了後の事業展開協議書の提出				
		各委員会で評価に対する意見提出				

【変更案】

年度	月	新規事業	月	継続事業
1 年度 目	6~7月	提案募集 事前相談		
	8~10月	担当部署との協議 申請書の作成・提出		
	10月	書類審査		
	11月	プレゼンテーション		
	11~ 12月	協働事業の選考		
	1月	協働事業候補の決定		
	3月	採択決定		
2 年度 目	4月	協定の締結 補助金の交付申請 事業の開始	事業実施 期間中	担当部署との協議 申請書の作成
	5~ 2月	中間報告（必要に応じて）		申請書の提出 完了後の事業展開協議書の 提出
	3月まで	補助金の実績報告 事業の完了報告	事業完了後 ~3月前半	書類審査 完了後の事業展開に関する ヒアリング
		各委員会で評価に対する意見提出	申請書提出後 ~3月後半	採択決定 各委員会で完了後の事業展 開に関する意見提出
3 年度 目			4月	協定の締結 補助金の交付申請 事業の開始
	5月	評価の決定 採択者、担当部署へ評価を報告	5月	完了後の事業継続の可否決定
	6~ 7月	市ホームページで概要、評価の公表	6~ 2月	中間報告（必要に応じて）
			3月まで	補助金の実績報告 事業の完了報告
4 年度 目			5月	評価の決定 採択者、担当部署へ評価を報告
			6~ 7月	市ホームページで概要、評価の公表